

いじめ防止基本方針

静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校

平成26年度3月策定
令和5年度4月改定
令和7年度4月改定
令和8年度9月改定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

（1）いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

（2）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危機を生じさせる。

（3）いじめの基本的な考え方

ア いじめの問題への認識

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。また、いじめは、すべての生徒に関係する問題である。

イ いじめの問題への指導方針

いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。また、生徒のいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒

の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応

いじめの防止については、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。また、一人の教職員が抱え込むようなことをなくし学校が一丸となって対応する。そして、学校と家庭とが十分な連携をとりながら、必要な場合には警察等関係機関と早期の連携をとり対応をとる。

エ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。単に、謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。

3 いじめ対策のための組織

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。

(1) 目的

- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する組織とする。
- ・いじめの情報の共有や発生時の対策、防止対策について組織的に検討・対応し、必要な指導や支援を行う。

(2) いじめ防止対策委員会

代表	分校管理職
担当者	部主事、生徒指導課長、教務課長、学年主任、養護教諭
※必要に応じて構成員を招集できるものとする	

この委員会の役割は以下のとおりである。

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

4 いじめの防止のための対策

(1) いじめの未然防止のための取組

ア 人権教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うために、教育活動全体を通じて人権教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

HR活動や生徒会活動など、生徒がいじめを考える場を設ける。

ウ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

- エ 教職員の資質向上
教職員に対し、研修の場を設ける。

(2) いじめの早期発見に向けての取組

ア 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基礎に、生徒の日記や欠席状況、保健室利用状況などから日々の変化を観察し、必要に応じて個別に話を聞く場面を設ける。

また、生徒、保護者対象にアンケートを行い、いじめの実態を把握する。必要に応じて個別に話を聞く場面を設ける。アンケート実施後、いじめ防止対策委員会を設置し、対応について共通理解を図る。

イ 相談体制の整備

定期的にスクールカウンセラーや担任との面談等を実施したり、心理、福祉に関する専門家の協力を得たりすることで、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

ウ いじめの相談窓口と体制

いじめの相談や通報の窓口は、担任、又は、分校管理職とする。いじめ防止対策委員会もその役割を担う。保護者に対しては、担任が面談を通して相談を行うことに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外の職員や他機関とも相談できるという情報を紙面やHPなどを利用し発信していく。生徒に対しても同様に相談や通報の窓口が開かれており、自身で発信しにくく会話が不得手であるなどの場合は、個別に相談の場をもつ等で対応していく。相談者が心を打ち明けて安心して話せる人的環境があることを周知しておくことで、いじめがより発見しやすく、より早期に対応できるようにしていく。

(3) いじめ防止等のための年間計画 ※別紙1

いじめの未然防止、早期発見の考えに基づき、いじめの防止等の取組を年間通して計画的に行えるように、別紙1のとおりに進める。

5 いじめへの対処 ※別紙2

- ・別紙2「いじめ対応のフローチャート」に基づいて対応する。
- ・いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には設置者に報告する。
- ・いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止のため組織を活用し、必要に応じて心理福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援、いじめを行った生徒と保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者間の調整を図るなど必要な措置をとる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

6 重大事態への対処

具体的対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文科省）」と「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（静岡県教育委員会）」を踏まえ、適切に対応する。

（１）重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

（２）重大事態への対応 ※別紙 3

（３）不登校重大事態の定義と未然防止

ア 定義（「いじめ防止対策推進法」第28条第 1 項第 2 号より）

欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

イ 未然防止のための対応（下のフローチャートに基づき対応する）

1 情報の収集と共有【欠席 1 ～ 3 日目】 担 任

○日常的に登校している生徒が欠席した場合、欠席理由や家庭での様子を本人や保護者から電話連絡等で聞き取り、情報を共有する。

［いじめが疑われる事案の場合］

- ・別紙 2 いじめ対応のフローチャートに基づいて対応

［いじめの疑いがない場合］

- ・欠席の理由や家庭での様子を、学年主任や部主事、必要に応じて管理職と共有

2 家庭訪問の判断【欠席 3 日目】 管理職

○欠席が 3 日間続いた場合、管理職と情報共有し、家庭訪問や校内面談の是非を判断する。

3 家庭訪問の実施【欠席 4 日目】 学年職員

○家庭訪問や校内面談を行い、当該生徒の状況確認や保護者からの情報収集をする。

［いじめが疑われる事案の場合］

- ・別紙 2 いじめ対応のフローチャートに基づいて対応

［いじめの疑いがない場合］

- ・欠席の理由や家庭での様子を、学年主任や部主事、必要に応じて管理職と共有

別紙1 いじめ防止等のための年間計画

月	内 容	対 象
4	人間関係プログラム いじめ対策委員会①（いじめ防止基本方針について） 職員会議にて「いじめ防止基本方針」周知 生徒総会にて「いじめ防止基本方針」周知、人権に関する講話 PTA総会にて「いじめ防止基本方針」周知 スクールカウンセリング	1年生 教職員 教職員 全生徒 保護者 1年生
5	スクールカウンセリング 学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針について説明）	1年生 教職員
7	スクールカウンセリング 思春期講座（スクールカウンセラーによる講話） 携帯安全教室	希望生徒、保護者 全生徒 1年生、保護者、教職員
8	人権研修伝達講習	教職員
9	いじめ・体罰アンケート調査、聞き取り、指導等 いじめ対策委員会②（いじめ・体罰アンケート対応方針） いじめ・体罰アンケート調査結果の共有、対応 スクールカウンセリング	全生徒 教職員 教職員 希望生徒、保護者
11	ネット安全・安心講座	全生徒、教職員
12	スクールカウンセリング	希望生徒、保護者
1	スクールカウンセリング	希望生徒、保護者
2	いじめ・体罰アンケート調査、聞き取り、指導等 いじめ・体罰アンケート調査結果の共有、対応 学校運営協議会（学校評価を基にした取組の確認） いじめ対策委員会③（学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案）	全生徒 教職員 教職員、保護者 教職員
3	スクールカウンセリング	希望生徒、保護者
随時	学年通信、個別面談を利用した啓発、学部集会等での講話	
随時	各学年での個別相談、保健室での相談業務 必要に応じて生徒指導会議、ケース会議	
随時	人権標語の作成と周知	
随時	情報：情報モラル教育 道徳：人との接し方、認め合う心、思いやり等 保健：感情コントロール、心の健康等	

【いじめ対応のフローチャート】

いじめと考える情報のキャッチ

- ・生徒の実態把握（日常の観察、連絡ノート、日記や欠席状況、保健室利用、面談、アンケート等）
- ・情報共有の体制整備（教職員間の情報共有の手順や内容の把握）
- ・相談体制の整備（スクールカウンセラーなど心理や福祉の専門家の協力体制構築）

いじめの疑い・通報・発見

- ・いじめの現場を発見 ・日常の観察（サインや変化） ・本人や保護者からの訴え
- ・生徒や保護者などからの情報 等 ⇒ **24時間以内に対応**

報告・共有・組織対応

抱え込まず 即報告

- ◎学年主任 ◎部主事 ◎生徒指導課長
- ◎管理職 等

いじめ防止対策委員会

いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）

<指導体制・方針決定>

- ・事実確認、情報の整理と共有
- ・「重大事態」対象事案か判断
※重大事態にあたる場合は、6 参照
- ・協働体制の確立
- ・対応方針の決定、共通理解、役割分担
関係生徒の指導・支援、心のケア
保護者への連絡調整と協働
関係機関との連携
- ・調査記録と報告書の作成

<メンバー>

分校管理職、部主事、生徒指導課長
教務課長、学年主任、養護教諭
※必要に応じて招集できるものとする

情報収集（聞き取り）・安全の確保対応

必ず複数の職員で対応

- ・早期な事実確認と記録…生徒、保護者から必要な聞き取り（【聞き取り用紙】）を行い、校内で対応したことの記録（【校内対応記録】）を開始する（対応が終了するまで継続する）。
- ・聞き取る内容…いつ どこで 誰が
何を どのように

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールロイヤー など

助言

【関係保護者】

- ・把握した事実の伝達
- ・支援 指導内容の伝達

連携

【関係機関】

- ・教育委員会 ・警察 ・医療機関

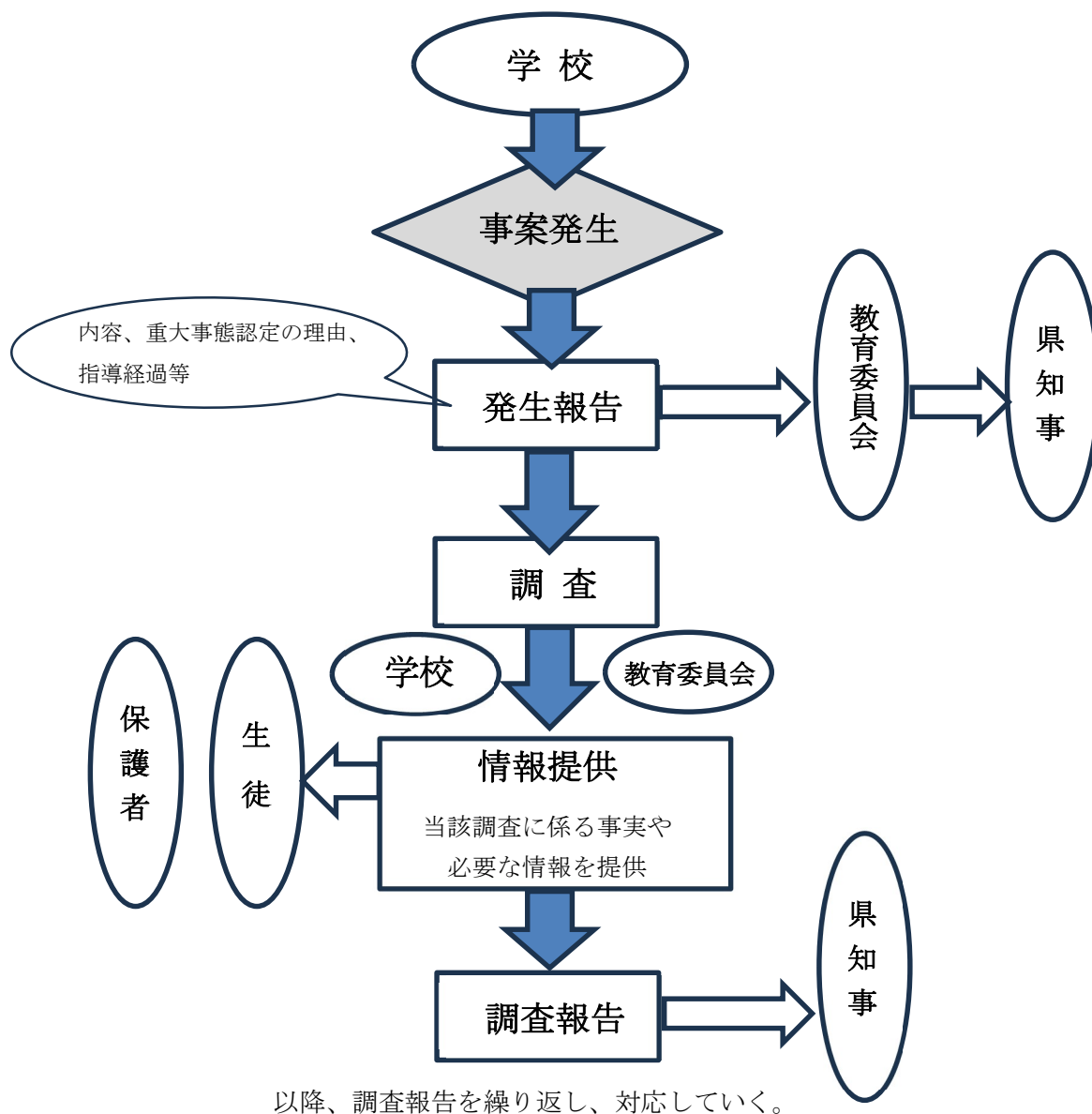
連携

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめが解消された状態とは：①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめの未然防止に向けた取組

【重大事態への対応 フローチャート】



※参照：静岡県教育委員会 いじめの重大事態の定義